

(別紙1)

おしゃべり狛犬カードめぐり事業業務委託仕様書

本事業は、令和8年度当初予算の成立及びみらいを描く市町村等支援事業助成金の採択を前提に事業化される停止条件付事業です。これらの成立がない場合は提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 本仕様書の位置づけ

本書は、公募型プロポーザル方式による受託者の選定に当たって策定した業務の想定仕様である。また、受託業務の効果的な遂行に資すると受託者が考えるものについては想定仕様に追加して提案することは妨げない。

業務の正式な仕様は、契約締結前に調整する場合があるので、その点を踏まえて提案すること。

2 委託業務名

おしゃべり狛犬カードめぐり事業業務

3 委託期間

委託契約日から令和9年1月31日まで

4 業務の目的

ふくしま県南観光推進協議会を構成する県南9市町村（白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村）には、約300対の個性的な狛犬が存在する。県南9市町村の共通資源である狛犬とイラストレーターや漫画家等による描き下ろしデザインイラストを掛け合わせた事業を展開することで、今まで狛犬に興味を持っていなかったゲームやアニメ・アートが好きな層にアプローチし、魅力を知ってもらうことで、エリア内の回遊を促進させることを目的とする。

5 委託料上限額

8,030,000円（地方税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 業務内容

県南9市町村に点在する狛犬の魅力の効果的な情報発信に資する描き下ろしデザインカードの作成。狛犬ガイドへ簡単にアクセスできる仕掛けをつくるため、以下の業務を実施すること。なお、業務の実施にあたっては、委託者と協議のうえ進めること。

- (1) おしゃべり狛犬カードめぐり事業に係る企画立案等
- (2) 作画するイラストレーター及び漫画家等の選定・交渉等
- (3) カード作成、設置、管理
- (4) 参加者のデータ集計等
- (5) おしゃべり狛犬カードめぐり事業のPR
- (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、本業務に関する提案等

7 QRコード等を用いた狛犬ガイドのシステム構築・管理等

- (1) 狛犬カードのQRコード等をスマートフォン等の機器で読み取ると狛犬の解説を聴くことができる仕掛けをつくること。
- (2) スマートフォン等のカメラでQRコード等を読み取ることで、狛犬の解説を聴くことができるシステムの構築を行うこと。

8 おしゃべり狛犬カードの企画・事業PR

- (1) おしゃべり狛犬カードを作成すること。仕様は以下のとおりとし、記載のない事項については自由に提案することとする。
 - ・サイズ：63mm×88mm
 - ・材質：コート紙またはプラスチック
 - ・種類：福島県南9市町村各1体以上
- (2) おしゃべり狛犬カードめぐり事業の周知のため、PR用チラシの作成を行うこと。なお、体裁は以下のとおりとする。
 - ・サイズ：A4版
 - ・紙質：コート紙 90kg以上
 - ・印刷：フルカラー両面
- (3) おしゃべり狛犬カードめぐり事業のPRを図るため、事業の内容がわかる特設ページを作成すること。
作成に当たっては、以下のことについて留意すること。
 - ・分かりやすいデザインやレイアウトとし、狛犬の魅力が伝わるように工夫すること。
 - ・パソコンのほか、スマートフォンやタブレットなどの端末でも閲覧できるようにすること。
- (4) 委託金額の範囲内において、本事業の認知を広めるのに効果的な手法、実施、時期等を考慮した広報活動を提案すること。

9 スケジュール (案)

内 容	期 間
契約	令和8年4月1日
打ち合わせ	令和8年4月1日～
イラスト作成	令和8年4月1日～5月上旬
カード内容検討	令和8年4月1日～4月下旬
カード印刷	令和8年5月上旬～5月下旬
カード設置	令和8年5月下旬
狛犬ガイド稼働期間	令和8年5月下旬～令和8年12月31日
データ集計	令和8年5月～令和9年1月 毎月末に委託者へ報告
事業終了	令和9年1月31日

10 成果物

次に掲げる成果物を、本業務終了後30日以内に委託者に提出すること。

- (1) 委託業務完了報告書
- (2) 実績報告書
- (3) その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類
- (4) 上記(1)～(3)に係る電子データ一式

11 業務実施条件

業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守って行うこと。

- (1) 本仕様書、企画提案書及び今後の協議によって作成する実施仕様書に基づき業務を行う。
- (2) 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (3) 委託者と十分な連絡を取り業務を進めること。また、委託者が会議等への出席等を要請した場合には、即応できる体制を構築しておくこと。

1 2 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、委託者と受託者
の間で協議を行う。協議が整わないときは、委託者の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務
の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託
者の責任において処理することとする。

(4) 知的財産

本業務で発生した資料の知的財産権は、委託者に帰属するものとする。

1 3 事務局

ふくしま県南観光推進協議会事務局

(白河市産業部観光課観光振興係内)

所在地：〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1

電 話：0248-22-1111 (内線2244)

F A X：0248-24-1844

e-mail：kanko@city.shirakawa.fukushima.jp